

中国深セン

深セン市羅湖区
深南東路5002号
地主商業センター12階1203-06室
電話: +86 755 8268 4480

中国上海

上海市徐匯区
斜土路2899甲号
光啓文化広場B号棟6階603室
電話: +86 21 6439 4114

中国北京

北京市東城区
灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
電話: +86 10 6210 1890

台湾台北

台北市大安区忠孝東路
四段142号3階-3
郵便番号: 10688
電話: +886 2 2711 1324

シンガポール

セシルストリート138号
セシル・コート13階1302室
郵便番号: 069538
電話: +65 6438 0116

米国ニューヨーク

ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
電話: +1 646 850 5888

英領バージン諸島既存会社設立パッケージ 英領バージン諸島会社の設立手続きと年間維持

本見積書で紹介される英領バージン諸島会社(以下「BVI 会社」という)とは、英領バージン諸島商業会社法(British Virgin Islands Business Companies Act 2004)に基づき設立された非公開会社であり、国際商業会社(International Business Companies:IBC)でもあります。

当事務所は BVI 既存会社(シェルカンパニー)設立及び関連サービスの費用が 1,350 米ドル以上です。パッケージには、BVI 商業会社法に要求される BVI 現地の会社登録代理サービスや 1 年間にわたる登録住所、会社登録の際に BVI 会社登記所に支払う登記料、及び会社登記書類一式が含まれています。要するに、当該パッケージには BVI において非公開会社を設立するために必要な各費用が含まれています。

BVI 既存会社を設立するために、クライアント様はその会社の会社名称・商号、登録資本金額、株主(メンバー)や取締役となる者の身分証明書類(例えば、パスポート又は会社設立証明書類)、住所証明書類(例えば、公共料金請求書及び銀行取引明細書など)を提供する必要があります。

BVI 既存会社設立の所要時間について、一般的に、最短 2 営業日以内に設立できます。即ち、クライアント様が当事務所に請求される書類を提出したり、費用を支払ったりした場合、最短 2 営業日で BVI 既存会社を設立できます(約 4~5 営業日の書類の郵送及び印鑑作成の所要時間が含まれない)。

当該パッケージには特別な許可又は免許の申請が含まれていません。クライアント様の BVI 会社の経営項目に英領バージン諸島国内又は国外の許可・免許の別途申請が必要な場合、当事務所は代行できます。詳細は当事務所にご連絡ください。

当事務所は、BVI 政府による設立登記費用の調整に応じて、本見積書の費用を変更する可能性があります。設立及び各項関連費用は当事務所の最終見積書に準じます。

1. サービス範囲と費用

当事務所は、BVIにおいて登録資本が 50,000 株以下の既存株式会社を設立する費用が 1,350 米ドルです。また、登録資本が 50,000 株以上の既存株式会社を設立する費用は 2,250 米ドルです。当事務所の具体的なサービスは以下の通りです。

- (1) 会社設立に必要な書類の作成及び提出
- (2) 初年度の政府ライセンス料の支払
- (3) 初年度の登録住所の提供
- (4) 初年度の登録代理サービスの提供
- (5) 会社登記書類一式

備考:

- (1) 上述の費用には書類の郵送料が含まれていません。
- (2) クライアント様が購入しようとする既存会社の会社名称に中国語が含まれている場合、200 米ドルの費用は別当請求となります。

2. オプションサービス

順番	サービス項目	費用(USD)
1	取締役の在職証明書(Certificate of Incumbency)	250
2	存続証明書(Certificate of Good Standing)	250
3	香港又はシンガポールにおける会社銀行口座開設	600

3. 支払条件

当事務所は現金/銀行振込・送金/PayPal でのお支払いを受け取ります。PayPal で支払う場合には、5%の手数料を別途請求します。クライアント様が注文を確認する際に、啓源はサービス費用の請求書を作成し、送金銀行情報及び支払案内とともにを電子メールでクライアント様に送信します。サービスの性質上、事前にサービス費用を全額支払う必要があります。サービスを提供してから、特に事情がない限り、サービス費用が返金されません。

4. 設立手続きと所要時間

BVI 既存会社を設立するには約 2 営業日がかかり(約 5 営業日の郵送時間を含まない)、全ての手続きを完了するには約 7 営業日がかかります。具体的には下表をご参照ください。

順番	手続き	時間(営業日)
1	クライアント様は BVI 既成会社のリストから 2 つ以上の候補会社名を選択し、第 5 章に記載される文書及び情報を電子メール・郵送・ファックスで当事務所に送付する	お客様による
2	クライアント様は株主及び取締役の身分証明書類を当事務所又はその他の公証人により認証する	お客様による
3	当事務所は類似商号の調査を行い、その結果をクライアント様に通知する	1 日目
4	当事務所又は BVI におけるパートナーは会社設立に必要な書類を提出する	2 日目
5	当事務所は会社設立関連書類を作成し、クライアント様に郵送する。クライアント様は当該書類を署名し、署名済の文書を郵送又はファックスで返送する	お客様による
6	会社設立証明書は当社の香港事務所に郵送される	6 日目
7	会社登記書類一式をクライアント様が指定する住所に郵送し、又はクライアント様が自ら啓源のいずれの事務所へ行って上述の書類を受け取ることができる	7 日目

5. 必要な書類

BVI 既成会社を設立する際、クライアント様は以下の書類及び情報を電子メール、郵送又はファックスで当事務所に送付する必要があります。

- (1) クライアント様は BVI 既成会社のリストから 2 つ以上の候補会社名を選択します。
- (2) 全ての株主のパスポートのコピー及び直近 3 ヶ月の英語の住所証明書類(例えば、公共料金請求書又は銀行取引明細書)。株主が法人の場合、法人たる株主の会社設立証明書類、最新の住所証明書類、最新の株主名簿、最新の取締役名簿及び実質的支配者(ultimate beneficial owners)名簿、会社の 10%以上の株を保有している全ての株主又は実質的支配者の身分証明書類及び住所証明書類をご提供ください。
- (3) 全ての取締役のパスポートのコピー及び直近 3 ヶ月の英語の住所証明書類(例えば、公共料金請求書又は銀行取引明細書)。取締役が法人の場合、法人たる取締役の会社設立証明書類、最新の住所証明書類をご提供ください。
- (4) 会社の取締役による署名・認証済み、現任の実質的支配者の身分が記載されている組織図をご提供ください。
- (5) 記入済の設立フォーム(啓源が当該フォームを提供する)

上述の身分証明書類は当事務所のスタッフ又はクライアント様の所在地における公認会計士、弁護士もしくは公証人役場に認証される必要があります。クライアント様は認証に当事務所の支援が必要な場合、書類の認証を行い啓源のいずれの事務所へお越しください。

6. 登記書類一式(登録完了後に得られる法的書類)

英領バージン諸島(BVI)会社の設立後、下記の法的書類をクライアント様に渡します。

- (1) 会社設立証明書(Certificate of Incorporation)
- (2) 定款大綱及び細則のコピー3部
- (3) 初代取締役の委任契約書、初回取締役会の書面議決書、株主名簿、取締役名簿及びその他法定記録帳
- (4) 発行済株式
- (5) サイン印(signature chop)及び金属製の会社印(Common Seal)各1個

7. 年間維持費用

現在、BVI 会社設立後の翌年からの年間維持費用が 950 米ドル以上です。年間維持費用は主に当年度の政府ライセンス費用、登録代理サービス費用、法的登録住所の費用及び登録代理サービス年会費を含んでいますが、経済的実体報告(economic substance reporting)費用を含んでいません。

会社が暦年の前半(1月～6月)で設立される場合、年間維持費用は3月31日前に支払わなければなりません。会社が暦年の後半(7月～12月)で設立される場合、年間維持費用は9月30日前に支払わなければなりません。当事務所は納付の締切日の最低2ヶ月前にクライアント様に年間費用のお支払いを電子メールで通知します。毎年の年間維持期間に当事務所の通知が届かない場合、当事務所にご連絡ください。

BVI 会社を維持するために必要な年間維持費用をより明確に理解し、会社維持費用を便利に計算するために、当事務所は BVI 会社の年間維持費用を下表に整理し、クライアント様のご参考に供します。

順番	内容	費用(USD)
登録株主資本が 50,000 株以下の BVI 会社に適用される		
1	- 政府のライセンス費用 - 1年間わたる登録代理サービス費用 - 1年間わたる登録住所の費用	950
登録株主資本が 50,000 株以上の BVI 会社に適用される		
2	- 政府のライセンス費用 - 1年間わたる登録代理サービス費用 - 1年間わたる登録住所の費用	1,950

上表の費用はご参考までです。実際の費用は上表の費用より高くなる場合がある点にご注意ください。また、年間維持費用には経済的実体報告(economic substance reporting)費用が含まれていません。

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140、+86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat : +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com

参考資料:

1. 「英領バージン諸島事業会社設立の手続きと費用」

<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/384.html>

